

アドバンスコープ ADSホール **催物**
☎ 64-3478

■ **朝日ファミリー劇場 劇団飛行船「3びきのこぶた・おもちゃランドのふしぎなたび」**
日時 8月3日(金) ▼午前11時～午後零時40分
▼午後2時～3時40分
◎入場無料(要整理券)
☎ 朝日新聞桔梗が丘西部(平日午前9時～午後5時) ☎ 63-8939

■ **小野バレエスタジオ発表会**
日時 8月5日(日) 午後2時～5時
◎入場無料
☎ 小野バレエスタジオ ☎ 65-0504

■ **おきつもジャズフェスティバル**
日時 8月19日(日) 午後3時～5時40分
入場料 3,000円 ※当日500円増
共催 市教育委員会 ほか
☎ アドバンスコープADSホール ☎ 64-3478

■ **裕次郎の夢～「黒部の太陽」チャリティ上映会**
日時 8月24日(金) ▼午後零時30分～4時
▼午後5時30分～9時
入場料 1,000円 ※当日200円増
☎ (株)アドバンスコープ メディア事業部 ☎ 64-7821

■ **おきつも女声合唱団 第28回演奏会**
日時 8月26日(日) 午後2時～4時
入場料 1,000円 ※中学生以下無料
☎ 新谷 ☎ 080-1615-5608

児童扶養手当・特別児童扶養手当 受給には現況届の提出が必要です

現在、児童扶養手当や特別児童扶養手当を受給している人が、引き続き受給するには、現況届の提出が必要です。該当者には8月初旬に通知します。

※いずれの手当も平成24年4月から手当月額が減額され、8月期支払い(4～7月分)は下記支給額となります。10月以降はさらに0.6%減額予定です。

■ **児童扶養手当 支給月4・8・12月**
対象 父母の離婚などで、児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある人)を養育している人
※児童の身体や精神に中程度以上の障害を有する場合は、20歳未満まで手当を受けられます。
支給額(所得に応じて変動)
▼児童1人の場合
全部支給…月額41,430円
一部支給…月額9,780円～41,420円
▼児童2人以上の場合
2人の場合は、5,000円の加算。3人以降はさらに3,000円ずつ加算
※いずれの場合も、所得が一定額以上の場合は手当は支給されません。また、手当の支給開始月の初日から起算して5年または手当の支給要件に該当するに至った日の属する月の初日から起算して7年を経過したとき、2分の1に減額されます(該当者には事前に通知します)。

■ **特別児童扶養手当 支給月4・8・11月**
対象 身体や精神に障害のある20歳未満の児童を養育している人
※所得制限や児童が福祉施設に入所中などの理由で手当を受けることができない場合があります。
支給額(児童1人あたり)
▼障害の程度が1級 月額50,400円
▼障害の程度が2級 月額33,570円
☎ **子ども家庭室** ☎ 63-7594

母子家庭の母親を対象とした 就労相談・就業支援

母子自立支援員が個々の生活や子育てなどの状況に応じて、就労相談やハローワークと連携してきめ細やかな就業支援を行っています。
就職に有利な資格取得に対する支援もあります。

■ **自立支援教育訓練給付金**
厚生労働省が指定する講座(ホームヘルパー・医療事務など)を受講した場合には、受講終了後に費用の一部を支給します。 ※要事前相談

■ **高等技能訓練促進費**
看護師や介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士などの高等技能習得のために養成機関で2年以上修業する場合は、その期間、一定の額を支給します。
※所得制限などもありますので、詳しくは問い合わせ先へ
☎ **子ども家庭室** ☎ 63-7594

国津の杜の行事
☎はくくみ工房あらざ ☎62-6920

■ **草木染教室** 藍で暖簾を染めましよう
日時 8月10日(金) 午前9時30分～正午
講師 橋本 美代子さん
定員 10人 参加費 2,800円
持ち物 作業がしやすい服装、タオル、エプロン、ゴム手袋
申込 7月17日(日)から23日(日)までに、電話で問い合わせ先へ
※先着順。参加者が少ない場合は中止。参加費には材料費を含みます。

保健センター(朝日町)での 親子すくすく行事
☎ 健康支援室 ☎ 63-6970

1歳6か月児健診	3歳6か月児健診
● 23年1月生 8月7日(日)・8日(月)	● 21年2月生 8月21日(日)・28日(日)
● 23年2月生 9月4日(日)・5日(月)	● 21年3月生 9月25日(日)・26日(月)

■ **生後5か月～8か月ごろの離乳食教室**
8月1日(日) 午後2時～3時30分 ※要予約
★ 乳幼児健康相談(同日 午前9時30分～11時受付)

年金 国民年金 こんな時にはこんな手続きを
日本に住む20歳以上60歳未満の人は、国民年金に加入しなければなりません。届出を忘れると将来年金額が少なくなったり、受け取れない場合があります。

<第1号被保険者> **自営業者・学生・フリーター・無職の人など**
▼就職して、厚生年金や共済年金に加入⇒勤務先へ届出を
▼配偶者(第2号被保険者)に扶養されるようになった⇒配偶者の勤務先へ届出を

<第2号被保険者> **会社員や公務員など厚生年金や共済年金に加入している人**
▼退職した⇒市役所1階保険年金室へ届出を
▼退職して配偶者(第2号被保険者)に扶養されるようになった⇒配偶者の勤務先へ届出を

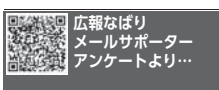
<第3号被保険者> **第2号被保険者に扶養されている配偶者**
▼就職して、厚生年金や共済年金に加入⇒勤務先へ届出を
▼配偶者の扶養から外れたときや離婚したとき⇒市役所1階保険年金室へ届出を
▼配偶者が退職したとき⇒市役所1階保険年金室へ届出を
▼配偶者(第2号被保険者)が65歳になったとき⇒市役所1階保険年金室へ届出を
▼配偶者が会社を変わったとき⇒配偶者の勤務先へ届出を

<20歳になったとき>
▼第1号被保険者に該当⇒市役所1階保険年金室へ届出を
▼第3号被保険者に該当⇒配偶者の勤務先へ届出を

<年金を増やしたい人> **付加年金制度**
▼第1号被保険者(国民年金基金加入中の人を除く)⇒市役所1階保険年金室へ届出を
定額保険料に加えて付加保険料(月額400円)を納付すると、老齢基礎年金に上乘せされる形で付加年金が支給されます。

◎詳しくは津年金事務所(☎059-228-9188) か保険年金室(☎63-7445)へ

年金相談 日時 8月14日(日)・28日(日) 午前10時～午後3時(受付は午後2時45分まで)
場所 産業振興センターアスパ(南町) ☎ 保険年金室 ☎ 63-7445



7-1号掲載「愛の献血」について ▼血液の保存期間があり、しかも21日しか持たないことに驚きました。
▼アンパンマンのエキスの記事を見て、輸血を待っている人の状況が鮮明に見え、献血をしようという気持ちになりました。